

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための 弾性着衣等に係る療養費の支給について

概要

慢性静脈不全による難治性潰瘍の治療（圧迫療法）を目的とした弾性ストッキング及び弾性包帯（弾性着衣等）の購入費用について、療養費として支給されます。

※「J001-10 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）」が行われた患者であって、医師の指示に基づき販売店等で購入される当該患者の弾性着衣等について療養費の支給対象となります（当該処置に際し、保険医療機関で弾性着衣等を給付した場合、処置に要する材料等は所定点数に含まれるため療養費の対象とはなりません。）。

※療養費とはいったん費用を自己負担で支払い、療養費申請をすることで自己負担分を引いた額が支給されるしくみです（支給金額には上限があります）

I. 弾 性 着 衣 の 支 給

①支給回数

1 回に限り療養費の支給対象です。

※疾患が治癒した後、再発した場合は、再度支給を受けることも可能です。

1 度に購入する弾性着衣等は、洗い替えを考慮し、装着部位毎に 2 着（弾性包帯の場合は 2 巻）までです。

※パンティストッキングタイプの弾性ストッキングについては、両下肢で 1 着となることから、両下肢に必要な場合であっても 2 着が限度です。

②製品の着圧

弾性ストッキングについては、30mmHg以上の着圧のものが支給対象です。

※強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別の指示がある場合は 15mmHg以上の着圧であっても支給対象となります。

③支給申請費用

療養費として支給する額

上限額 ※実際に支払った金額から自己負担額を差し引いた金額が給付されます	弾性ストッキング	1 着あたり28,000円 (片足用の場合は25,000 円)
	弾性包帯 (筒状包帯、パットینگ包帯、 粘着テープ等)	1 巻あたり14,000 円

※弾性包帯については、医師の判断により弾性ストッキングを使用できないと指示がある場合に限り、療養費として支給されます。

